

基礎研 レポート

IFRS 第 17 号(保険契約) を巡る動向について —欧州大手保険グループの対応状況—

保険研究部 研究理事

中村 亮一

TEL: (03)3512-1777

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

保険契約のための新たな国際的な会計基準である「IFRS 第 17 号 (保険契約)」については、IASB (International Accounting Standards Board : 国際会計基準審議会) が、2017 年 5 月 18 日に基準の最終案を公表し、その後 2020 年 6 月 25 日及び 2021 年 12 月 9 日に修正基準を公表して、その基準内容が確定した状況になっている。IFRS 第 17 号は、2023 年 1 月 1 日からの適用が想定されており、適用開始まで残り 3 か月となっている。

このテーマに関しては、これまでも何回かの保険年金フォーカス等で報告してきたが、直近では、保険年金フォーカス「[IFRS 第 17 号\(保険契約\)を巡る動向について—IASB、EFRAG、UKEB の動向等—](#)」(2022.7.29) で、IASB、EFRAG、UKEB の動向等を報告した。

今回のレポートでは、欧州大手保険グループが 8 月に公表している 2022 年上半期報告書において、IFRS 第 17 号の適用方針や取組状況等を説明しているため、この概要について報告する。

2—IFRS 第 17 号の概要

ここでは、以下の報告に関係する IFRS 第 17 号 (保険契約) の概要を述べておく。

1 | 範囲

IFRS 第 17 号は、保険会社が保険契約も発行することを条件として、発行された保険契約、再保険契約及び任意参加機能を有する投資契約 (裁量権付有配当投資契約) に適用されるが、以下の構成要素を保険契約から分離する必要がある。(i) 組込デリバティブ (特定の基準を満たす場合)、(ii) 別個の投資要素、(iii) 保険以外の商品及びサービスを提供する履行義務。これらの構成要素は、関連する基準に従って個別に会計処理される。

即ち、IFRS 第 17 号は、一定の条件を満たす場合に、組込デリバティブ、投資要素及び保険以外の商品及びサービスを提供する履行義務を分離することを要求している。分離された構成要素は、IFRS 第 9 号 (金融商品) (組込デリバティブ、投資要素) 又は IFRS 第 15 号 (顧客との契約から生じる収

益) (保険以外の商品及びサービス) に従って個別に会計処理する必要がある。

2 | 集約レベル

IFRS 第 17 号は、保険契約債務及び関連する収益性の測定に使用される集約レベルを定義している。IFRS 第 17 号では、保険契約のポートフォリオを特定することが求められており、これは同様のリスクにさらされ、共同で管理される契約から構成されている。その後、発行される保険契約の各ポートフォリオは、次の 3 つのグループに分けられる。

- ・当初測定時に不利な契約
- ・当初測定した時点では、その後に不利となる可能性が大きい契約
- ・ポートフォリオの残りの契約

さらに、IASB が発行する IFRS 第 17 号では、1 年以上離れて発行された契約を同一グループに含めないという「年次コホート要件」が導入されている。

ただし、EU においては、2021 年 11 月 19 日の EU 委員会規則 (EU) 2021/2036 で採択された基準で、次の契約についてこの年次コホート要件の適用をオプションで免除している。

- ・直接参加型の保険契約のグループ及び任意参加型の投資契約のグループであって、他の契約の契約者へのキャッシュフローに影響を与える又は影響を受けるキャッシュフローを有するもの
- ・世代を超えて管理され、一定の条件を満たし、マッチング調整の適用について監督当局の承認を受けた保険契約のグループ

なお、EU におけるこの免除規定は、IFRS 第 17 号の IASB による事後実施レビューの結果を考慮して、2027 年末までに見直される予定となっている。

3 | 測定モデル

当初測定時や事後測定時の測定モデルとしては、以下の 3 つがある。

(1) 一般モデル (ビルディングブロックアプローチ (BBA))

デフォルトで適用されるアプローチである。保険契約を、以下の履行キャッシュフロー (FCF) と契約上のサービスマージン (CSM) で測定することを要求している。

① 履行キャッシュフロー (FCF)

以下で構成される。

- ・将来キャッシュフローの見積もり
- ・貨幣の時間的価値 (即ち、割引) 及びそれらの将来キャッシュフローに関連する金融リスクを反映するための調整
- ・非金融リスクのリスク調整

② 契約上のサービスマージン (CSM)

CSM は、未だ提供されていないサービスに関して、契約中の未獲得利益を表す金額 (保険契約グループの前受収益)、即ち、将来利益の現在価値を表している。会社が契約者にサービスを提供するため、FCF とは別に財政状態計算書に負債として表示され、契約の保険期間にわたって損益計算書に認識される。なお、CSM は開始時に負であってはならず、開始時の FCF のネットマイナス額は直ちに損益に計上される。

その後の各報告期間の終了時に、保険契約グループの帳簿価額が次の合計となるように再測定される。

- ・将来のサービスに関連する FCF と CSM で構成される、残余カバーに係る負債
- ・過去のサービスに関連する FCF として測定される、発生保険金に係る負債

(2)変動手数料アプローチ (VFA)

直接参加機能を有する契約（直接連動有配当契約）を測定するためのモデルである。契約は、次の3つの要件を全て満たしている場合に、直接参加機能を有する。

- ・契約者が明確に特定された基礎項目のプールの共有に参加することが契約条件に明記されている。
- ・会社は、基礎項目の公正価値収益のかなりの部分に相当する金額を契約者に支払うことを想定している。
- ・会社は、保険契約者に支払われる金額の変動のかなりの割合が、基礎項目の公正価値の変化によって変動することを想定している。

契約がこれらの基準を満たしているかどうかの評価は、契約の開始時に行われ、契約の実質的な変更の場合を除き、その後修正されることはない。

(3)保険料配分アプローチ (PAA)

これらの2つのモデルに加えて、一般モデルと実質的に異なる測定が提供されている場合、又は保険期間が1年以下である場合には、簡易的な保険料配分アプローチ (PAA) が、残存カバーに係る負債の測定について認められている。PAA では、残余カバーに係る負債は、当初測定時に受領した保険料から、取得費用及び決算日に保険料収入として既に認識された金額を差し引いた額に相当する。ただし、一般モデルは発生保険金の測定に引き続き適用できる。PAA については、IFRS 第4号（保険契約）に関連する変更は限定的であり、それは主に、全ての準備金の割引、より詳細な不利な契約テスト、非金融リスクのリスク調整を含めることに関連している。

4 | 表示

財政状態計算書では、繰延新契約費と保険関連債権は区分表示されず、保険負債の一部として表示されることになる。この表示の変更は、総資産の減少につながり、総負債の減少によって相殺される。

財務業績計算書に表示される金額は、保険収益と保険サービス費用で構成される保険サービス結果及び保険金融収益又は費用に分解する必要がある。保有している再保険契約からの収益又は費用は、発行した保険契約からの費用又は収益とは別に表示する必要がある。なお、保険収益にはもはや保険料と保険金に含まれる預り金的要素が含まれなくなる。

5 | 移行時の遡及適用

2023年1月1日からIFRS第17号が適用される。ただし、移行日は、最初の適用日の直前の年次報告期間の開始日（即ち、2022年1月1日）となる。

IFRS第4号からIFRS第17号への移行については、遡及適用が必要になるが、この場合のアプローチとして、以下の3つが認められている。

(1)完全遡及アプローチ (FRA)

IFRS第17号がずっと適用されていたかのように、保険契約及び再保険契約の各グループを識別し、

認識し、測定する。これが、実行不可能な場合、以下の2つの選択肢が認められる。

(2)修正遡及アプローチ (MRA)

完全遡及適用が不可能な場合、会社に過大なコストや労力をかけることなく、移行日時点において入手可能な合理的で裏付け可能な情報に基づいて、可能な限り遡及適用に最も近い結果を達成することを目的として、要件の一定の修正が適用される。

(3)公正価値アプローチ (FVA)

IFRS 第13号(公正価値測定)に従って決定される公正価値とFCFとの間の正の差額(負の差額は移行日に利益剰余金として認識される)としてCSMを決定する。

6 | 分類オーバーレイ (分類上書き)

殆どの保険会社は、IFRS 第17号の適用に合わせて、これまで適用の免除を認められていたIFRS 第9号(金融商品)を適用することになる。

これに関連して、IASBは、2021年12月9日に、IFRS 第17号に対する改正「IFRS 第17号及びIFRS 第9号の当初適用—比較情報」を公表したが、この改正は、両基準の最初の適用時に開示される比較情報の要件を改善する。IFRS 第17号とIFRS 第9号を同時に最初に適用する会社は、あたかもIFRS 第9号の分類及び測定要件が以前にその金融資産に適用されていたかのように、その金融資産に関する比較情報を提示することができる。即ち、IFRS 第17号の適用開始時に表示された比較対象期間に分類オーバーレイを適用することを認める移行オプションが追加された。

このオーバーレイにより、IFRS 第17号の範囲内の契約に関連しない活動に関して保有するものを含め、全ての金融資産を、IFRS 第9号の適用開始時に、会社がそれらの資産がどのように分類すると想定しているかに沿った方法で、比較対象期間において商品ごとに分類することができる。

なお、この分類オーバーレイの適用はオプションである。

3—欧州大手保険グループのIFRS 第17号の適用方針及び取組状況

ここでは、IFRS 第17号の適用方針及び取組状況等について、欧州大手保険グループが8月に公表している2022年上半期報告書における説明から抜粋して、筆者なりの項目立てに応じて報告する。

1 | AXA

(1)適用方針

①集約レベル

AXAは、年次コホート要件に係るEUにおける免除の対象となる保険契約のグループに対して、この免除を適用する予定である。

②リスク調整

リスク調整については、AXAが保険契約を履行する際に、非金融リスクから生じる将来のキャッシュフローの金額とタイミングに関する不確実性を負担するために、AXAが必要とする補償をその測定に反映させる。

リスク調整の決定は、準備金のリスク要因を参照して信頼水準の維持を反映した、VaR(バリュー・

アット・リスク) 型アプローチに従う。VaR は、一定の信頼水準内での最大の損失に相当する。生命保険及び貯蓄と損害保険の契約では実施が若干異なる。生命保険と貯蓄契約では、契約グループは、まず、将来キャッシュフローの現在価値の変化を評価するために、信頼水準まで、リスク要因ごとにショックを受ける。次に、リスク間の相関係数を適用して、会社のポートフォリオに内在するリスク間の分散効果を検討する。発生保険金に対する損害保険負債については、信頼水準を反映した、直接的な VaR 計算が準備金の全確率分布に適用される。最後に、会社間の分散効果は、同じリスクが全ての会社に同時に影響を与えることはできないことを反映していると考えられる。

③割引率

割引率については、ボトムアップ方式の採用を見込んでいる。IFRS 第 17 号は、保険負債に組み込まれている非流動性を考慮した市場整合的なイールドカーブの使用を要求している。方法論は、殆どの通貨のスワップと他の通貨の国債をベースとした基本リスクフリーレート (RFR) を使用し、取引された債券が十分にある最長満期を意味する最終流動性点 (LLP) まで、取引された資産に見られる非流動性の報酬を反映させるために、流動性プレミアム (LP) を追加することで構成されている。マクロ経済学上、過去の実質金利と中央銀行の目標インフレ率の平均値の和として定義される終局フォワードレート (UFR) も考慮される。LLP と UFR 満期までの間の割引率は補外法で求められる。

④一般モデル (BBA)

一般モデルは、AXA の長期保障契約に適用されることが想定されるほか、直接参加機能のない少数の一般勘定貯蓄契約や、引受長期再保険についても、技術的な前提条件 (死亡、罹病、長寿、解約、支出、将来の保険料等) の変更によってもたらされる将来の予想キャッシュフローの変化について、その後の各報告期間で CSM を調整している。ただし、CSM がマイナスであることはできないため、将来のキャッシュフローのマイナスの変化が、残りの CSM を上回る場合は直ちに損益に計上される。また、CSM には、契約の当初測定時に固定された金利 (即ち、推定キャッシュフローの現在価値を決定するために開始時に使用された割引率) で利息が付与される。さらに、CSM は、提供される給付量とグループ内の残存契約の予想カバー期間を反映して、カバー単位に基づいて損益にリリースされる。保険契約の多様性を考慮すると、カバー単位の定義には、契約内で定義されたカバー水準 (例えば、一定期間の死亡保険金、保険契約者の口座価値、又は保証の組み合わせ) と契約の予想カバー期間の両方を考慮した判断が含まれる。

⑤変動手数料アプローチ (VFA)

変動手数料アプローチ (VFA) は、AXA の生命保険&貯蓄契約の大部分 (一般勘定とユニットリンク契約の両方) と、参加機能を有する長期の貯蓄付保障契約に適用される予定である。

これらの契約については、(i) 変動手数料 (保険者の収入に応じた原資産の価値の変化に対する会社の持分) の変動、(ii) 貨幣の時間価値、(iii) 原資産から生じない金融リスク (オプションや保証等) の変化の影響について、CSM を調整している。投資関連サービスの定義と整合的に、CSM の適切なリリースパターンを可能にするために、CSM のリリース係数を決定する際に、リアルワールドで予想される CSM とカバー単位の進展を考慮する必要がある。

したがって、IFRS 第 17 号では、シャドー会計 (即ち、任意参加型の保険契約及び投資契約について、IFRS 第 4 号で認められている未実現キャピタルゲイン及びロスへの契約者の参加を認めること)

は適用されなくなる。

IFRS 第 17 号の適用により、VFA 契約に関連する基礎項目の未実現キャピタルゲインに対する株主の持分は、現行会計の枠組みでの持分ではなくて、CSM で認識されることになる。

⑥保険料配分アプローチ (PAA)

保険料配分アプローチ (PAA) は、AXA の資産・損害保険契約の大部分に使用され、規模は小さいが、一部の短期保障契約にも使用される予定である。

⑦表示

IFRS 第 17 号では、表示に関して、連結損益計算書 (財務業績計算書) で認識される金額を以下のように細分化する必要がある。

- ・保険収益 (他の産業の収益とより比較可能な、期間中に提供される保険サービスに対応) と保険サービス費用 (即ち、発生保険金及びその他の発生した保険サービス費用) で構成される保険サービス結果
- ・AXA が純利益の変動性を制限するために、損益計算書と OCI の間で保険金融収益又は費用を分解するオプションを一般的に適用することを想定しての、保険金融収益又は費用

IFRS 第 17 号では、IFRS 第 4 号と比較して、保険収益は次のようになるため、年度中に引き受けた保険料を反映しなくなる。

- ・生命保険&貯蓄契約及び貯蓄付保障契約の保険料の大部分を占める投資部分を除く。
- ・期間中に獲得した保険料の部分、すなわち、FCF のリリース (期間中の予想キャッシュフローに関連するリスク調整のリリースを加えたもの) と CSM のリリース (期間中に獲得した利益の部分に対応するもの) を反映する。

連結財政状態計算書の表示に関して、IFRS 第 4 号と比較したその他の変更は、特に以下に関連している。

- ・繰延新契約費 (DAC) と買収された保有契約価値 (VBI) を除去した結果として減少する無形固定資産: これらの資産は、IFRS 第 4 号の将来の利益の一部であり、IFRS 第 17 号の下で暗黙的に CSM に組み込まれている。
- ・保険関連債権 (及び債務) が保険負債と区分して表示されなくなり、総資産・負債の削減につながる。

⑧遡及適用

遡及適用に関しては、実際には、多くの契約グループにおいて、様々な要因 (例えば、契約の開始以来モデルを実行できない、履歴データがない等) により、完全遡及アプローチの適用が実行不可能になることが予想される。したがって、AXA は、これらの契約グループに対して、修正遡及アプローチ又は公正価値アプローチを適用することを想定している。

⑨分類オーバーレイ

IFRS 第 9 号の最初の適用時に比較期間を再表示し、IFRS 第 9 号の減損要件を含む「分類オーバーレイ」を全ての適格金融資産に適用する予定である。

(2)取組状況

IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号の発効日は、2023 年 1 月 1 日に確定的に設定されており、現在の実施プロセスでは、移行日（2022 年 1 月 1 日）時点での影響を評価し、両基準の移行要件を適用した 2022 年の比較情報を構築することに焦点が当てられている。

AXA は、本基準を連結財務諸表に採用するため、2016 年に IFRS 第 9 号、2018 年に IFRS 第 17 号の各パーツを含むグローバル実施プログラムを開始した。このプログラムは、グループの連結範囲に含まれる中央機能と全ての事業体の両方を含み、方法論、モデリング、情報システム、会計・報告、リスク管理、内部統制等の様々な側面をカバーしている。これは、既存のツールを更新するか、これらの中間連結財務諸表の発行日時点で既に運用可能な新しい専用のツールを作成することを意味しており、近々実施されるグローバルな実装テストの枠組みの中で使用される予定である。

なお、連結財務諸表への影響については、評価中である。中間連結財務諸表の公表日現在、作業は十分に進んでいるが、信頼性のある定量化を行うことはまだ現実的ではない。

2 | Allianz

(1)適用方針

①カバー単位

IFRS 第 17 号は、カバー単位を決定する方法について、原則に基づくガイダンスのみを提供しているが、Allianz（グループ）は、投資サービスを反映する口座価値と保険サービスの合計リスクを、カバー単位を決定するためのデフォルトのアプローチとして定義している。1つの契約で複数のサービスが提供される場合は、重み付けが適用される。

②集約レベル

Allianz は、EU で認められている年次コホートに関する免除規定を利用せず、IASB が発行する IFRS 第 17 号を適用する。

③損害保険事業

③- 1. 測定モデル

損害保険契約については、大部分の契約が保険料配分アプローチ（PAA）の適格性を満たすことを想定している（移行日時点で実施された評価では、95%を超える契約の適格性が示されている）。保険料配分アプローチ（PAA）は、現行の IFRS アプローチと同様のメカニズムを有しているため、主な結果要因への影響は限定的であり、引受結果の判断領域も限定的である。支払備金に関する予想保険金見積りは、損害保険事業の主要な判断領域であり、IFRS 第 17 号の導入による影響は受けない。

③- 2. 割引率

損害保険契約の主な変更点には、支払備金の強制割引、より詳細な不利な契約テストによる損失ポートフォリオの透明性の向上及び非金融リスクのリスク調整の導入が含まれる。支払備金は現在の IFRS では、年金債権を除き割引されないが、IFRS 第 17 号では割引される。この割引により、IFRS 第 17 号の事故年度損失率は現行の IFRS と比較して低くなるが、金利の変化により変動しやすくなる。この基準では、リスクフリーベースカーブに基づく観測可能な市場データと、保険債務の非流動性を反映するポートフォリオ固有の調整を使用して、イールドカーブを決定する必要がある。一般に、リスクフリーベースカーブ及び調整はソルベンシー II と整合的に決定される。

IFRS 第 17 号は、当初測定時に契約の存続期間にわたって予想される損失を損益計算書及び貸借対照表に損失の構成要素として反映することを要求している。このアプローチは現在の保険料不足テストと非常に似ているが、IFRS 第 17 号ではより細かいレベルでの計算が必要とされている。収益性の高い一連の保険契約との相殺が認められていないため、細分度の増加は面倒なサブセグメントの増加につながる。

③-3. リスク調整

IFRS 第 17 号は、非金融リスクのリスク調整額を決定するための具体的なアプローチを規定していない。Allianz はソルベンシー II と同様に資本コスト率を現在 6% とする資本コストアプローチを適用している。若干の相違点があるほか、IFRS 第 17 号では、ソルベンシー II で認められていない子会社間のリスク分散の反映が求められていることが大きな相違点である。Allianz は現在、27% の分散効果をもたらす、73% の分散係数を適用している。

③-4. 表示

IFRS 第 17 号により、保険契約収益 (Insurance contract revenue) の表示が変更される。包括利益計算書には、総収入保険料は表示されなくなる。保険契約収益は、他の産業の収入との比較可能性を達成するように定義されており、特に投資部分は保険契約収益の一部として認識されない場合がある。損害保険と KPIs (主要業績指標) の観点からは、一般測定モデル (BBA) と保険料配分アプローチはほぼ同じ結果につながり、Allianz は損害保険セグメントの KPIs に固有の一般測定モデル (BBA) を提供する予定はない。(ネット) コンバインド・レシオは、損害保険セグメントの主たる KPIs のままであり、保険サービス費用と再保険結果の合計を保険収益で割ったものとして定義される。

③-5. 影響

一般的に Allianz は、引受結果への影響は限定的と予想している。支払備金の割引はプラスの影響があるが、営業投資収益 (即ち、利子と配当) はほぼ同じであるのに対し、過去の支払備金への利子の付与は投資実績を著しく減少させる。IFRS 第 17 号には、財務パラメータの変動を損益又はその他の包括利益のいずれかに認識するための会計方針オプションが含まれている。このいわゆる「OCI オプション」は、個々のポートフォリオのレベルで行使することができる。Allianz は一般的にこのオプションを利用する。このオプションでは、支払備金は、それぞれの事故年度から利益又は損失に対してロックインされた金利で割引され、割引効果は、準備金が消滅するまでの間、運用結果において利息の増加として認識する必要がある。Allianz はさらに、支払備金の測定のための割引とリスク調整による相殺影響のため、移行時の自己資本への影響は限定的であると予想している。

④生命保険・医療保険事業

④-1. 将来キャッシュフロー予測等

生命保険・医療保険事業の長期生命保険契約については、IFRS 第 17 号は、より詳細なキャッシュフロー予測と全ての前提条件の定期的な更新が必要となり、損益又は契約上のサービスマージンに影響を与えるため、保険数理モデルに大きな影響を与えると予想される。Allianz は、ソルベンシー II の報告とエンベディッドバリュー (EV) のために開発されたキャッシュフローモデルを、可能かつ合

理的な範囲で再利用している。最良見積りの前提条件は、ソルベンシーⅡと概ね一致している。ただし、必要に応じてキャッシュフローモデルの仕様が作成される。例えば、IFRS 第 17 号は、契約境界についてより経済的な見解をとっているため、場合によってはソルベンシーⅡよりも大幅に更新を見越し、可能な限り遡及適用に最も近い結果を達成することを目的として、保険料を上乗せする必要がある。

④-2. 測定モデル

Allianz では、利益分配のルールが法的・契約上の権利によって規定されている直接参加型契約が、変動手数料アプローチ (VFA) の適格性を有することを想定している (生命保険・医療保険セグメントにおける将来キャッシュフローの現在価値の約 2/3)。

保険契約者への支払額が運用実績に依存するが、その運用実績が保険契約者にどのように転嫁されるかについて一定のルールがない間接参加型契約や、貯蓄・リスク契約を含む非参加型契約 (保険契約者配当がない契約) については、一般測定モデル (BBA) により会計処理される。

Allianz は、(IFRS 第 9 号に基づいて会計処理される) ユニットリンク型投資契約と例えば死亡又は他の保険特約を介して重要な保険リスクを有する契約であるユニットリンク型保険契約を引き続き保有している。Allianz は、ユニットリンク型保険契約が変動手数料アプローチ (VFA) の対象となることを想定している。

④-3. 表示

Allianz は、財政状態計算書において、保険負債が現在のレートで割り引かれ、契約上のサービスマージンと明示的な将来の利ざやが含まれるため、保険負債の増加を見込んでいる。現在の IFRS の持分には、その他の包括利益における含み益の株主持分が含まれている。これらは変動手数料アプローチ (VFA) で計上される保険負債の一部となる。これらの影響は自己資本の減少をもたらす。損益計算書では、契約上のサービスマージンの解放と非金融リスクのリスク調整は、生命保険・医療保険事業の営業利益の主要構成要素となる。

④-4. 移行時の遡及適用と影響

Allianz では、上記の定性的影響のほか、IFRS 第 17 号の適用による定量的影響についても現在評価中である。最終的な数値は、移行アプローチの適用にも依存する。IFRS 第 17 号は、実行不可能な場合を除き、遡及適用されなければならない。履行キャッシュフローは、最初の申請日を含む各報告日に将来を見越して決定される。しかし、契約上のサービスマージンは時間の経過とともにロールフォワードされ、自己資本 (獲得利益) と契約上のサービスマージン (未獲得利益) の間の利益の分割が必要とされるが、一部の (生命) 保険契約の長期的な性質のために、しばしば非常に困難である。

完全な遡及適用が実行不可能な場合、会社は修正遡及アプローチ (MFA) と公正価値アプローチ (FVA) のいずれかを選択することができる。修正遡及アプローチ (MFA) の目的は、完全訴求適用に最も近い可能な結果を達成するために、過大なコストや労力なしに利用可能な合理的でサポート可能な情報を使用することである。遡及的決定が不可能な範囲で、特定の修正が認められる。公正価値アプローチ (FVA) では、移行時契約グループの契約上のサービスマージンは、IFRS 第 13 号に従って決定された移行時契約グループの公正価値と、対応する IFRS 第 17 号の移行時履行キャッシュフロー測定値との差額として決定される。契約上のサービスマージンの決定の他に、移行期におけるも

う一つの重要なトピックは、過去の金利の決定である。Allianz は、金利の一般的な基礎となる、ソルベンシー II の導入を利用している。

⑤分類オーバーレイ

Allianz は、IFRS 第 9 号の減損要件を含む分類オーバーレイを全ての適格な金融商品に一貫して適用する予定である。

(2)取組状況

上半期末の連結財務諸表の公表日現在において、IFRS 第 17 号の実施プロジェクトは大きく進展しているが、Allianz の 2022 年度連結 IFRS 第 17 号の期首貸借対照表及びその後の連結財務諸表への影響を最終的に定量化することは現実的ではない。したがって、営業利益や当期純利益のような定量的な KPIs への影響を開示することも現実的ではない。

3 | Generali

Generali は、まずは、2022 年 5 月 13 日に、欧州証券市場監督局 (ESMA) が、IFRS 第 17 号の一貫した適用と発行体による質の高い実施を促進するため、IFRS の実施に関する公式声明を発表しており、ESMA が、現在の会計慣行との主な相違点を指摘しつつ、IFRS 第 17 号の要件の主要な要素を財務諸表利用者に提供することを保険会社に求めている(これについては、「5—ESMA による IFRS 第 17 号の適用に伴い想定される影響の開示に関する勧告」で説明する)、ということ述べている。

(1)適用方針

①保険契約の分類

IFRS 第 4 号と比較した場合、投資要素のアンバンドリングを含めて、保険契約の分類に重大な影響を及ぼすことはない、と考えている。

②集計

Generali (グループ) は、変動手数料アプローチ (VFA) モデルに従って評価され、異なる世代の契約者間のキャッシュフローの相互作用を特徴とする利益分配契約の殆どに年次コホートを適用するための免除を採用する。

③契約境界

契約境界は、保険契約全体を考慮して設定され、個々の構成要素を独立して考慮するものではないため、ソルベンシー II で適用されている現行のアプローチとは異なり、特にマルチリスク契約を参照すると、リスク構成要素ごとに契約境界が異なる場合がある。

④想定将来キャッシュフロー

一般的に、想定将来キャッシュフローの予測の基礎となる前提は、ソルベンシー II の枠組みで採用されているものと一致している。ただし、費用の境界に関しては、IFRS 第 17 号の想定将来キャッシュフローの測定には保険契約及び再保険契約に直接帰属する費用のみを考慮しなければならないとされているため、差異が生じる可能性がある。

⑤貨幣の時間価値 (割引率)

保険・再保険契約に適用する割引率については、ボトムアップ方式を採用する。具体的には、市場

整合性の要件を満たすために、IFRS 第 17 号の参加（有配当）契約と非参加（無配当）契約の両方にリスクニュートラルのアプローチを適用する。この文脈において、割引率は、非流動性プレミアムに対する引当を伴うリスクフリー曲線を用いて決定されるべきである。直接参加機能を有する契約（直接連動有配当契約）に関しては、非流動性プレミアムは、ボラティリティ調整の定義に関するソルベンシー II フレームワークで考慮されている方法論的アプローチとは異なり、それに基づいてキャッシュフローが変動する基礎となる項目のリターンを反映する。

⑥ リスク調整

リスクマージンの定量化に資本コスト法が適用されるソルベンシー II の枠組みとは異なり、IFRS 第 17 号では、リスク調整額の具体的な算出方法は規定されていない。Generali は、ソルベンシー II の内部モデルのために開発された方法論と計算モデルを活用し、リスク調整を決定するための IFRS 第 17 号の要件に適合するように適切に調整された、パーセンタイル方式を採用する。

⑦ 契約上のサービスマージン（CSM）

契約上のサービスマージン（CSM）は、提供される将来のサービスに関連するため、各報告日においてまだ純損益に認識されていない保険契約グループの未稼得利益を反映している。CSM のリリースのパターンは、定額ベースとは異なり、判断が必要な場合がある。CSM は、契約に基づいて提供される給付量と予想されるカバー期間を各契約について考慮して決定されるカバー単位に基づいてリリースされる。提供されるサービスのタイプに応じて、カバー単位と関連する給付量は様々な方法で定義できる。以下に、カバー単位の定義に関するいくつかの代替案（網羅的ではない）を示す。

- ・ 貯蓄契約の場合、カバー単位は一般に運用資産（AuM）の関数として定義される。
- ・ 保険サービスのみを提供する契約の場合、カバー単位は通常、保険金額の関数として定義される。
- ・ サービスのバンドルを想定した契約の場合、通常はハイブリッドアプローチが採用される（AuM と保険金額の組み合わせ等）。

⑧ 変動手数料アプローチ（VFA）

保険負債の非常に大きな部分（例えば、利益分配型契約やユニットリンク型契約に関するもの）が、IFRS 第 17 号に準拠し、VFA で測定される直接参加契約として適格となることを想定している。

⑨ 保険料配分アプローチ（PAA）

移行日現在保有している損害保険及び再保険契約の大部分が保険料配分アプローチ（PAA）の広範な適用対象となる可能性があることを想定し、これに簡易手法を適用する予定である。

生命保険契約に関しては、この測定モデルの適用は保険期間が 1 年以内の契約グループに限定される。

⑩ 表示

IFRS 第 17 号は、保険金融収益又は費用を、損益とその他の包括利益との間に分離するか否かについての会計方針の選択を行うことを会社に要求している。一度選択すると、会計方針は、発行された保険契約と保有する再保険契約のポートフォリオのレベルで一貫して適用される必要がある。

会計上の分離方針を選択するか否かを決定する際、会社は、IFRS 第 17 号に基づく保険債務の様々な測定方法と、IFRS 第 9 号に基づく基礎となる金融商品のうち、会計上のミスマッチにつながる可能性のあるものの組み合わせと、それらを緩和する潜在的な方法を評価すべきである。

Generali は、会計上のミスマッチやそれに関連する P&L のボラティリティを緩和するために、発行済みの既存の保険契約及び保有する再保険契約の殆どに、分離アプローチを適用する。

①移行

完全な過去データが存在し、後知恵が必要ない場合には、完全遡及アプローチ（FRA）を適用することを想定している。これは主に、最近の世代の保険料配分アプローチ（PAA）及び LIC（既発生保険金債務）に分類される短期契約の LRC（残存補償債務）を対象とする。

FRA が実行不可能な長期契約については、修正遡及アプローチ（MRA）の方が会社の基礎となる未獲得利益の見積りとより整合的であり、また、移行日以降に販売される保険及び再保険契約の評価とより整合的であることから、移行方法として望ましいと考えられているが、一方で、修正遡及アプローチ（MRA）が実行不可能な場合（例えば、過去の情報が不足している場合）には、移行日から将来的にリスク軽減オプションを適用することを選択した契約グループや、実質的にランオフ状態にある他の特定の契約グループに対して、公正価値アプローチ（FVA）を適用する。

②分類オーバーレイ

Generali は、IFRS 第 9 号の初期適用の比較期間を再表示する予定であり、2023 年 1 月 1 日以降の財務情報に沿って、IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号の要件と一致する 2022 年の比較情報を作成するために、この修正を全ての金融商品に適用することを想定している。

(2)取組状況

Generali は、ESMA の要件に沿って、2022 年 6 月 30 日に入手可能な合理的な情報に基づいて、IFRS 第 17 号の適用から生じる主な影響を提供することを目的としている。

Generali は、技術的準備金の評価の観点からも、経済的業績及び財務諸表の注記の表示の観点からも、財務諸表情報の大幅な変更を想定している。評価フレームワークをサポートするためのリソース、プロセス、情報システムの観点から、基準によって導入された非常に関連性の高い影響の重要性も報告されている。

連結財務諸表に IFRS 第 17 号を適用するため、2017 年よりグローバル・ファイナンス・トランスフォーメーション・プログラムを実施している。このプログラムには、様々な中央及びローカルの機能が含まれており、IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号をグループレベルで一貫して実施することを目的としている。特に、このプログラムには、この分野の市場慣行との一貫性のある基準の方法論的及び解釈的側面の開発に特化した機能的ワークストリームと、対象となる情報システムの運用モデル及びアーキテクチャの実装に特化した実装ワークストリームが含まれる。

2021 年の間、プロジェクトの焦点は主に新モデルの実施とテストに当てられたが、2022 年の主な目的は新基準への移行であり、これは 2022 年 1 月 1 日時点での新しい期首残高の決定と発効準備のための比較情報を提供する。

Generali は、現在、IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号の同時適用の移行時における連結財務諸表への影響を評価中である。

2022 年 6 月 30 日現在、**Generali** の財政状態に与える合理的に予想される影響に関する定量的な情報は入手できない。IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時適用した場合に予想される影響の定量化に

についての合理的な見積りは、IAS 第 8 号（会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬）の開示要件に従って 2022 年の年次財務諸表の中で提供される。

4 | Aviva

保険契約に関する新しい国際会計基準を実施中である。IFRS 第 17 号の適用は、基準の適用範囲における契約の測定及び表示に大きな影響を与える。2022 年 5 月、UKEB（英国承認理事会）は、2023 年 1 月 1 日以降に始まる年次報告期間に適用する基準を承認した。

IFRS 第 17 号は、保険契約上の将来の前受収益を繰り延べる契約上のサービスマージン（CSM）負債の概念を導入している。Aviva（グループ）の生命保険契約に CSM が認められたことにより、IFRS 第 17 号への移行に伴い、Aviva の IFRS 純資産価値が大幅に減少し、将来の利益のストックが負債として貸借対照表上に保持され、時間の経過とともに解放されることが見込まれる。

Aviva の事業のキャッシュフローと基盤となる資本生成は IFRS 第 17 号の影響を受けず、この基準は Aviva のソルベンシー II の業績評価基準や、発表したグループの財務目標には影響を与えない。また、IFRS 第 17 号による配当方針や配当予想への影響も見込んでいない。

なお、英国における IFRS 第 17 号は、EU とは異なり、年次コホートに関する免除を認めていないので、年次コホートを適用している。

5 | Aegon

Aegon は、他の基準への結果的な修正を含む IFRS 第 17 号（保険契約）を採用し、当初適用日は 2023 年 1 月 1 日、移行日は 2022 年 1 月 1 日とする。Aegon は、EU-IFRS で規定されているオプションの免除を使用せず、代わりに、IFRS 第 17 号の適用範囲にある全ての契約グループに四半期ごとのコホートを適用する。

この基準は、現在の保険契約及び再保険契約の測定と表示に対する根本的な変更を表しており、その実施努力は重要である。実施プロジェクトが行われており、2022 年後半には方法論と方針選択の最終決定が予定されており、これも並行実施の基礎となる。最初の適用が Aegon の財務諸表に与える影響は大きいと予想される。Aegon は、結果が信頼できるものになれば、関連する影響を伴う最終的な方法論と方針選択を市場に伝える。最初の連絡は 2022 年下半年になる見込みである。Aegon は 2022 年 12 月 14 日に IFRS 第 17 号に関する教育ウェビナーを予定している。

6 | Zurich

(1)適用方針

①測定モデル

IFRS 第 17 号では、投資又は保険会社の業績に対する保険契約者の参加の程度の違いを反映して、保険契約負債に異なる測定アプローチが適用される。非参加型又は間接参加型には一般モデル、直接参加型には変動手数料アプローチが適用される。短期契約については、IFRS 第 17 号は、簡素化された保険料配分アプローチを予見しており、保障期間が 12 か月以下の契約又はそのような簡素化によって、一般モデルを適用して得られるものと実質的に異なる残存カバーに係る負債の測定値が得られる契約に適用することができる。

②分類オーバーレイ

IFRS 第 17 号を遡及適用し、2022 年の比較期間を再表示するが、IFRS 第 9 号の当初適用による影響については再表示しない。Zurich（グループ）は、現行の会計処理の枠組みでは償却原価で会計処理されているが、IFRS 第 9 号の下では公正価値で会計処理され、公正価値の変動をその他の包括利益（OCI）に計上する、と見込まれる、**直接参加型保険契約に対応する特定の資産ポートフォリオ**に対して、**分類オーバーレイを適用する**。予想信用損失要件は、オーバーレイ・アプローチの一部としては採用されない。

③移行

Zurich は、合理的かつ支持可能な過去情報の利用可能性に応じて、移行アプローチは保険契約のグループレベルで行われると判断した。選択された移行アプローチは、IFRS 第 17 号の最初の採用における CSM の測定に影響を与える。

Zurich は、**実用可能な場合は遡及移行アプローチを適用し、保険契約の殆どのグループが完全遡及アプローチ又は修正遡及アプローチのいずれかに従うことを想定する**。

④損害保険契約

Zurich が発行した**損害保険（再）契約及び移行日現在において有効な再保険契約の大部分は、IFRS 第 17 号に基づく簡易アプローチの適用を受けると判断し、当該契約について簡易アプローチを適用する**。短期的な性質上、このような有効契約は通常、完全遡及アプローチを使用する。ただし、移行日以前に満了した契約で、簡易手法適用の適格性評価を行っていないものについては、一定の許容される移行修正を加えたビルディングブロックアプローチを適用する。これらの修正を使用することで、移行日時点の割引率を使用した修正遡及アプローチ又は公正価値アプローチの下で、発生保険金に対する負債が測定されることになる。なお、Zurich では、現在の会計方針において既に最良推計準備金を適用しているため、IFRS 第 17 号の適用による損害保険名目準備金への大きな影響はないと考えている。また、移行時の株主資本への影響については、Zurich の支払備金に対する割引適用（プラス効果）と非金融リスクのリスク調整（マイナス効果）による相殺効果が見込まれる。全体として、IFRS 第 17 号への移行に伴い、損害保険事業の株主資本は若干増加すると予想している。なお、不利な契約グループの影響については、Zurich の財務諸表に重要な影響を与えるものではないと考えている。

⑤生命保険契約

Zurich はさらに、**生命保険負債のかなりの部分（スイス、ドイツ、イタリア及びオーストリアの保険契約者が参加するユニット型保険債務及び特定の生命保険契約を含む）が IFRS 第 17 号の直接参加契約に該当し、変動手数料アプローチの適用を受けると評価した**。このような契約に関する年次コホート要件の任意適用除外は、適用されない。

ユニットリンク型保険契約を除く直接参加型契約については、修正遡及アプローチを適用する。IFRS 第 17 号では、このような契約の測定は、移行期の CSM 残高を導き出すために、過去に請求され、支払われた実際の金額を調整した、移行日における原資産の公正価値と履行キャッシュフローを使用する。定期保険、終身保険、ユニバーサルライフ保険契約を含む**生命保険負債のもう一つの大きな割合は、一般モデル（ビルディングブロックアプローチ）に従う**。

Zurich は、IFRS 第 17 号で認められている修正を用いて完全遡及アプローチを適用することが実行不可能な範囲で、修正遡及アプローチ又は公正価値アプローチを適用する。Zurich はまた、完全遡及アプローチが適用される簡易アプローチの適用に適格な短期生命保険契約を発行している。

IFRS 第 17 号の適用により、Zurich は、ロックイン前提ではなく最良推定値、適用可能な場合には逆偏差の引当（正の効果）、将来の利益を反映した明示的な負債の認識（CSM）、非金融リスクのリスク調整（負の効果）を適用することによる相殺効果からの株主資本への影響を想定している。特に直接参加型契約では、負債に対応する投資による未実現キャピタルゲインの株主持分を認識しているため、生命保険負債の増加が顕著である。したがって、全体として、IFRS 第 17 号への移行後の生命保険事業の株主資本は減少すると予想している。

(2)取組状況

連結財務諸表に IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号を適用するため、グループ CFO が主催する IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号グループ実施プログラムを共同で 2017 年から実施している。IFRS 第 17 号に従って比較期間の情報を提示できるように、2022 年には、2022 年 1 月 1 日の移行日時点での開始貸借対照表報告のための運用準備を確保するための大きな進展があった。2022 年第 2 四半期においては、グループが収集した財務情報を集約・分析し、様々な移行アプローチに基づいて IFRS 第 17 号の適用による影響の検討・評価を行う活動が行われた。

Zurich は、IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号の適用がグループの財務諸表に及ぼす影響についての詳細な分析を継続している。2022 年 6 月 30 日現在、これらの基準を採用した場合のグループの財政状態や業績への影響を確実に定量化することは現実的ではない。

4-各社の対応状況のまとめ

主要項目について、記述が充実している 4 社（AXA、Allianz、Generali、Zurich）の各社の適用方針の概略をまとめると、以下の図表の通りとなっている。

欧州大手保険グループの適用方針（生命保険契約）の状況（まとめ）（測定モデルの商品は例示）

項目		AXA	Allianz	Generali	Zurich
年次コホートの免除規定の適用		適用	適用せず	適用	適用せず
分類オーバーレイ		○	○	○	○
測定 モデル	一般モデル（BBA）	長期保障契約 直接参加機能のない一般 勘定貯蓄契約	間接参加型契約 非参加型（無配当）契約	N.A.	定期、終身、UL
	変動手数料アプローチ （VFA）	生命保険&貯蓄（一般勘 定&ユニットリンク）の 大部分 参加機能付き長期の貯蓄 付き保障契約	直接参加型契約（将来 CF現在価値の約2/3） ユニットリンク型契約	保険負債の非常に大きな 部分（例えば、利益分配 型契約&ユニットリンク 型契約）	かなりの部分（スイス、 ドイツ、イタリア等にお けるユニットリンク型& 一定の有配当保険）
	保険料配分アプローチ （PAA）	短期保障契約	短期契約	1年以内短期保障契約	短期契約

このように、年次コホートの適用等に関する方針は各社によって異なるものの、測定モデルの適用に関しては、各社の保険負債のかなりの部分は、変動手数料アプローチ（VFA）で算出されていくことが想定されている。

5—ESMAによるIFRS第17号の適用に伴い想定される影響の開示に関する勧告

EUの証券市場規制当局である欧州証券市場監督局（ESMA）は、2022年5月13日に、IFRS第17号保険契約の実施に関する透明性に関する公式声明を発表¹している。

これによると、特に保険会社及び金融コングロマリットに対するIFRS第17号の期待される影響及び重要性を考慮して、IFRS第17号が最初の適用期間にもたらす可能性のある影響を利用者が評価することを可能にする関連性のある比較可能な情報を、発行者が財務諸表に提供することの必要性を強調している。

ESMAは、IFRS第17号によって導入される変更の規模とその適用に伴う判断のレベルは、発行者が財務諸表の利用者に対して、新しい要求事項の予想される影響について、漸進的ではあるが効果的な方法で、適時に通知することを要求している。

また、発行体の経営者及び監督機関並びにそれらの監査役は、特に、本基準の（想定される）影響に関するIFRS財務諸表（年次及び中間）における情報の開示及び監査を行う際に、IFRS第17号の適用期間中の彼らの作業において、この公表文を考慮すべきである、と述べている。さらに、ESMAは、関連する場合には、IFRS第17号の実施の質が監査委員会によって綿密に監視されることを期待している、としている。

なお、「ESMAは、EUにおけるIFRS財務諸表の比較可能性を高めるために、この公表文が検討され、2022年の中間及び年次財務諸表に反映されることを期待している。」とし、「ESMAは、各国の所管当局とともに、IFRS第17号の実施に関して発行体が財務諸表に提供する透明性の水準を監視する。」と述べている。

加えて、「ESMAは、IAS第8号（会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬）の第30項が、発行されたがまだ発効していない新しいIFRSを発行者がまだ実施していない場合には、会計方針の変更の開示を要求していることに留意する。この目的のため、IAS第8号の第30項（b）は、『新基準の適用が当初適用期間中に企業の財務諸表に与える可能性のある影響の評価に関連する既知又は合理的に推定可能な情報』の開示を要求している。ESMAは、これらの要件が定性的情報と定量的情報の両方を含むことを強調している。」と述べている。

具体的に「**想定される影響に関する良好な開示慣行**」として、開示が推奨される項目として、以下のような項目が挙げられている。

¹ <https://www.esma.europa.eu/press-news/esma-news/esma-makes-recommendations-disclosures-expected-impacts-ifs-17-application>
https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-339-208_esma_public_statement_on_implementation_of_ifrs_17.pdf

- ・発行体が適用しようとする範囲の例外
- ・EU が承認した IFRS 第 17 号に規定されている年次コホートの適用除外を選択する意図を含む、集計レベルの適用
- ・発行体が年次コホートのオプション免除を適用しようとする場合には、この免除が適用されると予想される契約のポートフォリオについて
- ・長期契約や活発な市場が存在しない場合の割引率の決定を含む、割引率の決定に使用される方法
- ・非金融リスクのリスク調整が導き出される基準と方法
- ・(i) 保険料配分アプローチ及び変動手数料アプローチの適用範囲、(ii) カバー単位の識別と、関連する契約上のサービスマージン (CSM) のリリースの予想パターンのために採用されたアプローチに関する説明、(iii) 契約境界及び投資要素の決定、(iv) 保険金融収益又は費用の認識及び測定、関連かつ適切な場合には、発行者は、現行のアプローチとの相違点を強調すべきである。
- ・修正遡及アプローチが適用される場合に用いられる修正の説明、遡及適用の実行可能性に関してなされた判断及びその評価がどのようになされたかに関する開示を含む、移行緩和（修正遡及アプローチ及び公正価値アプローチ）の予想される使用に関する説明
- ・既知又は合理的に推定可能な場合には、想定される影響のドライバーを特定するために有用な開示の分解を含む、財政状態、財務実績及び資本に対する IFRS 第 17 号の適用又はその重要性の影響の信頼できる定量化（例えば、事業セグメント別）
- ・IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号の適用における会計上のミスマッチを回避するための会計方針の選択の使用を含む、IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号の適用における相互作用に関する情報（その他の包括利益計算書又は損益計算書における割引率の変更の表示に関する方針の選択の適用に関する情報を含む）
- ・該当する場合には、IFRS 第 4 号に規定されているシャドー会計の実務を中止する効果
- ・2023 年に IFRS 第 9 号を初めて適用する場合には、発行者が比較情報を修正再表示するか否か、（修正再表示の場合には）2021 年末に IASB が発行した IFRS 第 17 号の移行要件の修正に伴う分類オーバーレイ・アプローチの適用、の説明
- ・2023 年より前に IFRS 第 9 号を適用した発行体については、以前に適用した金融資産の分類及び指定の変更が認められ、場合によっては要求されることから、これらの変更に関する透明性
- ・定量的な情報が不明又は合理的に見積もることができないために開示していない場合には、主要な要因を含む財政状態への予想される影響の大きさを利用者が理解できるようにするための追加的な定性的情報

また、「例示的なタイムライン」として、「ESMA は、IFRS 第 17 号の適用が進展し、その影響に関する情報がより合理的に評価可能になるにつれて、発行体は IFRS 第 17 号の適用に関する定性的及び定量的な情報を財務諸表に徐々に提供するようになると期待している。」と述べている。

2022 年 IFRS 中間財務諸表については、「会計方針の変更及びその財務諸表への影響（又は影響の大きさ）について開示することが適切であると考え。定量的情報には、2022 年 1 月 1 日の移行日における発行体の自己資本への予想される影響及び CSM の規模が含まれる場合がある。」とし、「発

行体は、特に実施プロジェクトが十分に進行中であり、かつ、関係発行体の経営及び監督機関が重要な決定事項とその予想される影響について知らされている場合には、中間報告のために合理的に入手可能な予想される影響に関する情報を、2022年後半又は2023年初めまで過度に遅らせるべきではない。」と述べている。

2022年IFRS年次財務諸表については、「ESMAは、2022年の年次財務諸表がIFRS第17号の適用による定量的影響を提供し、IFRS第4号で報告される金額と比較した変動を、必要に応じて細分化して説明するものと期待している。影響の定量化には、2022年1月1日の移行日及び2023年1月1日の最初の適用日における発行体の資本およびCSMの規模に対する予想される影響、ならびに比較期間の2022年の純損益が含まれる場合がある（ただし、これに限定されるものではない）」と述べている。

6—まとめ

以上、今回のレポートでは、欧州大手保険グループが8月に公表している2022年上半期報告書において説明している、IFRS第17号への取組状況等の概要について報告してきた。

これによれば、上半期末時点では、適用方針についてはほぼ内容が固まっているが、それに伴う具体的な定量的影響については、特に移行アプローチの採用方針等によっても、大きな影響を受けることもあり、各社とも、現時点で信頼性のある定量化を行うことは現実的ではない、としている。

こうした状況は、欧州大手の保険グループに限ったことではなく、IFRS第17号の考えられる影響について一定程度の開示を行っている会社も一部（カナダの保険グループ等）あるものの、殆どの保険グループや保険会社は少なくとも2022年の後半又は2023年初頭までは影響評価の数値の開示を行わないという、同様の方針を有しているようである。これは、IFRS第17号の適用により、特に大きな影響を受ける生命保険事業を一定程度有する保険グループ等を中心に、影響評価については、適切なレベルでのガバナンスや保証、さらには説明を伴った数値を提供することから、拙速ではなく、慎重な対応が求められていることを反映しているようである。

欧州大手保険グループにおけるIFRS第17号の実際の適用方針、さらには適用に伴う影響評価等の数値の開示・説明手法等については、将来的にIFRS第17号の適用の是非を検討している日本の生命保険会社にとっても極めて関心の高い事項であることから、今後ともその動向を引き続き注視していくこととしたい。

以上